

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

(2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第5条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

(下請次数を制限した工事の試行)

第7条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図

の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第11条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

第12条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所によ

る週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします	
週休2日確保工事	
○ ○ ○ ○ ○ ○ を な お し て い ま す	
令和○年○月○日まで 時間帯○:○○～○:○○	
○○○○工事	
発注者	徳島県○○総合県民局 農林水産部○○庁舎 電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者	○○○○建設株式会社 電話 ○○-○○○○-○○○○

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします	
週休2日確保工事 完全週休2日（土日）	
○ ○ ○ ○ ○ ○ を な お し て い ま す	
令和○年○月○日まで 時間帯○:○○～○:○○	
○○○○工事	
発注者	徳島県○○総合県民局 農林水産部○○庁舎 電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者	○○○○建設株式会社 電話 ○○-○○○○-○○○○

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（本工事の特記仕様事項）

第13条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

その他特記仕様書

第1章 工事内容

1-1 目的

本工事仕様書は阿北揚水機場における「R 7 吉耕 長寿命化 阿北揚水機場 2 期 機械設備補修工事」により老朽化が進行している揚水機設備の整備を行い、機能保全を図ることを目的とする。

1-2 工事場所

徳島県阿波市市場町大俣（阿北揚水機場）

1-3 工事の概要

本工事の概要は以下のとおりである。

(1) 主ポンプ	1.0 台（片吸込多段ポンプ）	現地更新整備
(2) 逆止弁	1.0 台（無水撃 $\phi 125 \times 10K$ ）	現地更新整備
(3) 電動仕切弁	1.0 台（電動外ネジ式仕切弁 $\phi 125$ ）	現地更新整備
(4) 真空ポンプ	1.0 台（ $25A \times 1.1m^3/min \times 4P \times 2.2kw$ ）	現地更新整備
(5) 電動弁（小配管用）	3.0 台（ $25A \times 10K \times AC200V$ ）	現地更新整備
(6) 機械設備配管	1.0 式（ポンプ周り配管 SGP $\phi 125 \sim 150$ ）	現地更新整備
(7) ポンプ操作盤	1.0 面（鋼板製屋内自立閉鎖型）	現地更新整備
(8) 流量計	1.0 台（超音波式流量計 $\phi 150$ ）	現地更新整備

1-4 工事数量

本仕様書による工事数量は別添図面参照。なお、下記に示す工事等については範囲外とする。

- (1) 前項に示す揚水機設備以外
- (2) 土木工事及び仮締切工事及び水替工事
- (3) 局所的な水替等が必要な場合は受注者が行う。

1-5 現場条件

関係機関との調整として、関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

1-6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりである。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 完成図書 | 提出部数 2部（A 4 サイズ） |
| (2) その他協議資料等 | 監督職員の指示による |

1-7 工事電力及び用地等

本工事に要する電力料金は受注者の負担とする。また、用地については指定地域以外は受注者の負担とする。

また、試運転調整時の費用についても受注者の負担とする。

第2章 設計仕様

2-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準や規格を遵守し、十分検討を行い環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2-2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| (1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| (2) 土地改良事業計画設計基準（ポンプ場） | (農林水産省農村振興局) |
| (3) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省農村振興局) |
| (4) 電気設備計画設計技術指針（高低圧編） | (農林水産省農村振興局) |
| (5) 水管理制御方式技術指針（ポンプ場編、畑地かんがい編） | (農林水産省農村振興局) |
| (6) 日本産業規格（JIS） | (日本規格協会) |
| (7) 電気規格調査会標準規格（JEC） | (電気学会) |
| (8) 日本電機工業会標準規格（JEM） | (日本電気工業会) |
| (9) 労働安全衛生規則 | |
| (10) その他関係法規、条例等 | |

2-3 設計諸元

(1) 主ポンプ

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様
(1) ポンプ仕様	形 式 片吸込多段ポンプ
	口 径 (吸込) 125mm×(吐出) 125mm
	全 揚 程 62. 0m
	吐 出 量 1. 86 m ³ /min
	真 空 度 650mmHg
	回 転 速 度 1800 min ⁻¹
	駆 動 方 式 電動機による直結
	軸 封 方 式 グランドパッキン
	軸 封 水 グランドパッキン
	液 温 ・ 液 質 常温、農業用用水
	主 要 部 材 ケーシング FC200 (同等又は同等以上)
	羽根車 CAC902 (同等又は同等以上)
	主軸 S45C (同等又は同等以上)
(2) ポンプ付属品	共通ベース 1. 0式
	軸継手 1. 0式
	軸継手カバー 1. 0式
	基礎ボルト、ナット 1. 0式
	圧力計 1. 0式
	連成計 1. 0式
	フロート式満水検知器 1. 0式
	その他必要なもの 1. 0式
(3) 電動機仕様	形 式 全閉外扇
	電 力 37. 0 k w
	電 圧 AC200V
	周 波 数 60H z
	極 数 4P
(4) 数量	台 数 1. 0台

(2) 逆止弁

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1) 仕様	形 式	無水撃逆止弁	
	口 径	125mm	
	フ ラ ン ジ 規 格	JIS10k	
	付 属 品	無送水検知機	
(2) 数量	台 数	1.0台	

(3) 電動仕切弁

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1) 仕様	形 式	電動外ネジ式仕切弁	
	口 径	125mm	
	開 閉 方 式	電動式	
	フ ラ ン ジ 規 格	JIS10k	
	電 動 機 形 式	電源 200V	
		出力 0.75kw	
		周波数 60Hz	
(2) 数量	台 数	1.0台	

(4) 真空ポンプ

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様
(1) 仕様	形 式 真空ポンプ
	口 径 25mm
	最 大 真 空 度 77.0kpa
	最 大 風 量 1.1m ³ /min
	駆 動 方 式 電動機直結
	液 温 ・ 液 質 常温、農業用用水
	主 要 部 材 ケーシング CAC402(同等又は同等以上)
	〃 羽根車 CAC402(同等又は同等以上)
	〃 主軸 S45C(同等又は同等以上)
(2) 付属品	基礎ボルト、ナット 1.0式
	40L補水槽（ボールタップ、電極3極付） 1.0式
(3) 電動機仕様	形 式 全閉外扇
	電 力 2.2kw
	電 圧 AC200V
	周 波 数 60Hz
	極 数 4P
(4) 数量	台 数 1.0台

(5) 電動弁(小配管用)

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様
(1) 仕様	形 式 電動式ボール弁
	口 径 25mm
	開 閉 方 式 電動式ボール弁
	接 続 方 式 JIS10kフランジ又はねじ込み
	電 動 機 形 式 電源 200V
	周波数 60Hz
(2) 数量	台 数 3.0台

(6) 2F曲管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×300L×90° ×410L×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(7) 2F直管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×650L×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(8) 2F2曲管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×250L×480L×250L×90° 10k
(2)数量	本	数	1.0本

(9) 2F曲管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×330L×90° ×250L×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(10) 2F直管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×590L×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(11) 2F曲管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×350L×270L×90° ×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(12) 2F異径短管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 125×275L× φ 150×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(13) 2F直管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様		
(1)仕様	用	途	ポンプ廻り配管
	管	種	SGP
	規 格 寸	法	φ 150×1750L×10k
(2)数量	本	数	1.0本

(14) 2F直管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様
(1)仕様	用 途 ポンプ廻り配管
	管 種 SGP
	規 格 寸 法 $\phi 150 \times 660L \times 10k$
(2)数量	本 数 1.0本

(15) 2F曲管

整備内容：更新整備

仕様

項 目	仕 様
(1)仕様	用 途 ポンプ廻り配管
	管 種 SGP
	規 格 寸 法 $\phi 150 \times 295L \times 360L \times 90^\circ \times 10k$
(2)数量	本 数 1.0本

(16) ポンプ操作盤

整備内容：更新整備

仕様

(1)数量	1.0面	
(2)形式	鋼板製屋内自立閉鎖型	
(3)概略寸法	W1,000×H1,950×D800（参考）	
(4)塗装色	5Y7/1	
(5)盤面取付器具	・名称銘板	1.0式
	・電圧計	1.0台
	・電圧切替スイッチ	1.0台
	・電流計	1.0台
	・電流計切替スイッチ	1.0台
	・指示計（開度、流量、水位）	3.0台
	・流量積算計	1.0台
	・運転時間計	1.0台
	・集合型表示器	1.0式
	・切替スイッチ	4.0台
	・操作スイッチ	6.0台
	・表示灯	1.0式
	・引釦スイッチ（非常停止）	1.0台
	・押釦開閉器（ランプテスト、警報停止、故障復帰）	3.0台
	・その他必要なもの	1.0式

(6) 盤内取付器具	・漏電遮断器	3P 225AF	2.0台
	・漏電遮断器	3P 50AF	3.0台
	・配線用遮断器	3P 50AF	2.0台
	・配線用遮断器	2P 50AF	4.0台
	・電磁接触器		1.0式
	・変流器		2.0台
	・3Eリレー		2.0台
	・2Eリレー		1.0台
	・進相コンデンサ		3.0台
	・変圧器	200V/200-100V 1KVA	1.0台
	・補助継電器		1.0式
	・限時継電器		1.0式
	・盤内照明灯 (LED) 及びドアスイッチ		1.0式
	・スペースヒーター		1.0台
	・コンセント		1.0台
	・ベル、ブザー		1.0式
	・送水流量計用変換器 (取付スペース)		1.0台
	・予備品		1.0式
	・その他必要なもの		1.0式

(17) 流量計

整備内容：更新整備

仕様

(1) 数量	1.0台
(2) 形式	超音波式流量計
(3) 口径	150mm
(4) 測定流体	農業用用水
(5) 液体温度範囲	-25～+65℃
(6) 測定範囲	0～180m ³ /h
(7) 測定精度	±1.0% (V≧0.8m/sの場合)、±0.08m/s (V<0.8m/sの場合)
(8) 出力信号	DC4～20mA (瞬時流量)、接点出力 (正流積算パルス)
(9) 電源電圧	AC100V
(10) ケーブル仕様	同軸ケーブル (二重シールド/5C-2WAE)
(11) アレスタ	内蔵 (電源用、信号用)
(12) 各種機能	自己診断機能、受信無し処理機能、上下限警報、低流量カット、ゼロ補正、スパン補正受波無し・障害物検出発生回数記録
(13) 現地調整	止水不要で調整可能なこと オシロスコープで超音波送信・受信状況を確認のこと

(18) 塗装仕様

(1) 主ポンプ、吸吐出管、小配管

主ポンプ及び吸吐出管の屋内露出部

施工場所	塗装の種類	工程	塗料等	塗装膜厚(μm)
工場	フタル酸系	素地調整	1種ケレン	—
		第1層	鉛・クロムフリー錆止めペイント	35 μm
		第2層	合成樹脂調合ペイント2種（中塗用）	30 μm
		第3層	合成樹脂調合ペイント2種（上塗用）	25 μm

主ポンプ及び吸吐出管の接水部

施工場所	塗装の種類	工程	塗料等	塗装膜厚(μm)
工場	エポキシ系	素地調整	1種ケレン	—
		第1層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μm
		第2層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μm

場内小配管

施工場所	塗装の種類	工程	塗料等	塗装膜厚(μm)
工場/現場	フタル酸系	素地調整	3種ケレン	—
		第1層	鉛・クロムフリー錆止めペイント	35 μm
		第2層	合成樹脂調合ペイント2種（上塗用）	25 μm

(2) 真空ポンプ、仕切弁、逆止弁

メーカー標準塗装

2-4 疑義

設計に当たり本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合には、直ちに監督員と協議し指示を得なければならない。

第3章 施工条件

3-1 工程制限

(1) 工種

施工は同一箇所にある水田用ポンプに切換え後とし、詳細時期は監督員と協議の上決定する。
試運転調整時期も、監督員、各担当と協議の上行う。

(2) 部分引渡し

該当なし

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

第4章 仮設

4-1

特になし

第5章 貸与する施設等

5-1

該当なし

第6章 外注品

6-1

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

第7章 機械設備据付・撤去工事

7-1 一般事項

(1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い本仕様書及び設計図書に基づき関係法令、規定、基準に準拠し責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

(2) 検測又は確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

1) 工場検査(単体品は性能証明書等の提出により確認)

・材料検査 ・性能検査

2) 現地検査

・材料検査 ・据付・撤去状況 ・運転時

(3) 安全施設

破損した場合は、受注者において同等に復旧しなければならない。

(4) 輸送

各機器の輸送と保管は積載超過運搬を防止し、変換や破損等のないよう荷造を行うこと。

(5) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は堅ろうに取り付けること。

(6) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

第8章 施工管理

8-1 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和4年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（令和6年12月）に準拠し、施工管理を行うものとする。

8-2 写真管理基準

(1) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

(3) 運転

据付工事が完了した時は、監督員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。異常がある場合、監督員と協議することとする。

8-3 その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。